

今後の作業手順

対象出先機関を選定し、事務をリスト化

(全国知事会調査結果等をベース)



行政と民間、国と地方の役割分担を明確にした上で
「地方にできることは地方に」との考え方でA～Cに分類

A 国に残すべき事務 = 事務の性質上、国が行うべき事務

- * 国家としての存立に関する事務や国家プロジェクトに限定
- * 広域性、専門性、事業規模等は国に残すべき理由とせず

B 廃止・民間移管等すべき事務 = 行政が行う必要が低い事務

C 地方に移管すべき事務 = A及びB以外の全ての事務

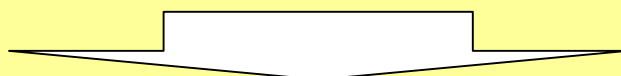


Cに区分された事務について

- 移管を受けるにあたっての課題を整理
- 受け入れ体制等を検討・提案



受入にあたっての必要人員、財源試算



提 言